平成３０年（フ）第８号
大分県杵築市大字南杵築1254番地３
債務者　坂西　浩文
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮　妙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成３０年（フ）第７３号
群馬県前橋市滝窪町1356番地８
債務者　新井　順二
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　勇樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２０号
鳥取県境港市東本町36番地６、前住所鳥取県境港市幸神町226番地
債務者　仁宮佐由美
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　和久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第４４号
宮崎県小林市北西方2004番地２
債務者　大迫　國照
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　崇敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第９２号
北海道亀田郡七飯町鳴川３丁目15番１―101号　Ａｇｅ35
債務者　菊谷　房子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１０４号
函館市富岡町３丁目15番６号
債務者　臼杵　　操
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１０６号
北海道山越郡長万部町字長万部444番地１
南部第４団地80号室
債務者　伊東みどり
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１０７号
函館市昭和２丁目22番32号
債務者　上川真由美
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１０８号
北海道北斗市久根別１丁目４番25号
債務者　佐川　静啓
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第６８５号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1515―６―104漆原方、申立時の住所川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番26―1003号
債務者　尾花　礼子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第４９号
川崎市幸区戸手本町１丁目82番地１　グランシティセントレジデンス　301
債務者　武田　和則
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第５３号
川崎市宮前区平２丁目23番６―101号
債務者　蓮沼　サト
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
川崎市多摩区生田２丁目16番10―301号
債務者　伊勢香奈絵
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第８５号
川崎市高津区梶ケ谷３丁目５番地４　カラウス梶ヶ谷　201
債務者　谷田　道夫
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第９６号
川崎市幸区鹿島田１丁目４番56号　コーポおおとり　201
債務者　蓬田　大士
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第９７号
川崎市幸区鹿島田１丁目４番56号　コーポおおとり　201
債務者　蓬田めぐみ
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１１６号
川崎市宮前区東有馬５丁目15番32―204号
債務者　古澤　　久
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係